

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 額		合 計
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	
	千円	千円	千円
平成12年度	130,258,299	2,355,561	132,613,860
13	128,316,446	2,427,797	130,744,242
14	141,460,246	2,788,956	144,249,203
15	145,490,622	-	145,490,622
16	139,032,154	-	139,032,154
源泉所得税	49,010,806	-	49,010,806
申告所得税	6,228,307	-	6,228,307
法人税	19,094,175	-	19,094,175
消費税及び地方消費税	61,690,527	-	61,690,527
その他諸税	3,008,339	-	3,008,339
還付金合計	139,032,154	-	139,032,154

調査期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日

用語の説明

- 1 「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのもので、「支払委託官分」とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものである。
 なお、平成15年度分からは支払委託官分の取扱いが廃止され支払命令官分のみとなった。
- 2 「消費税」とは、消費税と消費税及び地方消費税の合計額である。

(注) 還付加算金を含む